



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市計画法 (都市計画に関する基礎調査)</p> <p><b>第6条</b> 都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県は、前2項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(区域区分)</p> <p><b>第7条</b> 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域</p> <p>イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。</p> <p>3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。</p> <p>(都市計画の図書)</p> <p><b>第14条</b> 都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。</p> <p>(都道府県の都市計画の案の作成)</p> <p><b>第15条の2</b> 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市計画法 (公聴会の開催等)  <b>第16条</b> 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。</p> <p>(都市計画の案の縦覧等)  <b>第17条</b> 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(市町村の都市計画の決定)  <b>第19条</b> 市町村は、市町村都市計画審議会（略）の議を経て、都市計画を決定するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（略）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(都市計画の告示等)  <b>第20条</b> 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第14条第1項に規定する図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>(都市計画の変更)  <b>第21条</b> 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第6条第1項若しくは第2項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第13条第1項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき、（略）その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。</p> <p>(施行者)  <b>第59条</b> 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（略）の認可を受けて施行する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市計画法 (国、地方公共団体及び住民の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(都市計画の図書)</p> <p>第14条 都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。</p> <p>(建築の許可)</p> <p>第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。(略)</p> <p>(建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>・生産緑地法 (生産緑地の買取りの申出)</p> <p>第10条 生産緑地(略)の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項(略)の規定による告示の日から起算して30年を経過する日(略)以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。(略)</p> <p>2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(略)が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。(略)</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・マンションの建替え等の円滑化に関する法律</p> <p>(設立の認可)</p> <p><b>第9条</b> 区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>(認可の基準)</p> <p><b>第12条</b> 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(認可の公告等)</p> <p><b>第14条</b> 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ <b>公有地の拡大の推進に関する法律</b>  <b>(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)</b>  <b>第4条</b> 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に届け出なければならない。</p> <p><b>(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)</b>  <b>第5条</b> 前条第1項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。</p> <p><b>(土地の買取りの協議)</b>  <b>第6条</b> 都道府県知事又は市長は、第4条第1項の届出又は前条第1項の申出（以下「届出等」という。）があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を当該届出等をした者に通知するものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 国土利用計画法 (土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出)</p> <p><b>第23条</b> 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住居表示に関する法律 (住居表示の実施手続)</p> <p><b>第3条</b> 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。</p> <p><b>2</b> 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。</p> <p><b>3</b> 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p><b>4</b> 市町村は、第1項及び第2項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。</p> <p>(条例への委任)</p> <p><b>第4条</b> 前条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。</p> <p>(表示板の設置等)</p> <p><b>第8条</b> 市町村は、第3条第3項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市住居表示に関する条例 (街区の区域)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、街区の区域をあらたに画し、もしくはこれを廃止し、または街区の区域もしくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市の低炭素化の促進に関する法律 (低炭素まちづくり計画)</p> <p><b>第7条</b> 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域の区域（略））であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。</p> <p><b>2</b> 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 低炭素まちづくり計画の目標</li> <li>二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 都市機能の集約（略）を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項</li> <li>ロ 公共交通機関の利用の促進に関する事項</li> <li>ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項</li> <li>ニ 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項</li> <li>ホ 下水（略）を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項</li> <li>ヘ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制（略）の促進に関する事項</li> <li>ト 二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車（略）の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項</li> <li>チ その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項</li> </ul> </li> <li>三 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項</li> <li>四 計画期間</li> <li>五 その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項</li> </ul> <p>(都市計画における配慮)</p> <p><b>第52条</b> 都市計画決定権者（略）は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市土地利用基本条例 (大規模土地利用行為の届出)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる土地利用行為で、当該土地利用行為を行う土地の区域の面積が5,000平方メートル(当該区域の全部又は一部が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域内に存する場合にあっては、3,000平方メートル)以上のもの(以下「大規模土地利用行為」という。)を行おうとする者は、当該行為を行うに際し、法令又は条例に基づく許可、認可、確認、届出その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を要する場合にあっては当該許認可等の申請等の前までに、許認可等を要しない場合にあっては大規模土地利用行為に係る工事に着手する前までに、あらかじめ大規模土地利用行為の計画の内容を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>一 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</p> <p>二 資材置場、駐車場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設の設置の用に供するために行う土地の区画形質の変更</p> <p>三 切土、盛土、土地の埋立て又は土砂等の堆積</p> <p>四 建築物の新築</p> <p><b>2</b> 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出の内容を規則で定めるところにより公表するものとする。</p> <p><b>3</b> 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例 (埋立て等の許可)</p> <p><b>第5条</b> 次の各号のいずれかに該当する埋立て等を行おうとする事業主は、その工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>一 埋立て等に係る区域の面積が500平方メートル以上となるもの</p> <p>二 埋立て等に係る区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のもののうち、当該埋立て等に係る区域に隣接する土地において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、又は現に行われている場合であって、埋立て等に係る区域と当該既に行われ、又は現に行われている埋立て等に係る区域の面積との合計が500平方メートル以上となるもの</p> <p>三 埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面（堆積の場合にあっては、土砂等の最大堆積時の地盤面。第7条第1項第4号において同じ。）の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの</p> <p>・砂利採取法 (市町村長の要請)</p> <p><b>第37条</b> 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。</p> <p><b>2</b> 都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第22条の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・採石法 (市町村長の意見の聴取等)</p> <p><b>第33条の6</b> 都道府県知事は、第33条の認可又は前条第1項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。</p> <p>(市町村長の要請)</p> <p><b>第33条の14</b> 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ <b>建築基準法</b> (<b>建築審査会</b>)</p> <p><b>第78条</b> この法律に規定する同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。</p> <p>2 建築審査会は、前項に規定する事務を行う外、この法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議することができる。</p> <p>(<b>条例への委任</b>)</p> <p><b>第83条</b> この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(<b>不服申立て</b>)</p> <p><b>第94条</b> 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第6条第1項（第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会（略）に対してするものとする。（略）</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・都市計画法 (不服申立て)</p> <p><b>第50条</b> 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。(略)</p> <p>(開発審査会)</p> <p><b>第78条</b> 第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第2項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (補助金等の交付の申請)</p> <p><b>第5条</b> 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (地方公共団体の責務)</p> <p><b>第5条</b> 地方公共団体は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(公告及び縦覧)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p><b>2</b> 都道府県知事は、前項の規定による確認をしようとするときは、あらかじめ、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図る見地からの関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p><b>第4節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例</b></p> <p><b>第42条</b> 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(略)は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(略)第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。</p> <p><b>第1節 土地所有者等関連情報の利用及び提供</b></p> <p><b>第43条</b> 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業(以下「地域福利増進事業等」という。)の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等(略)を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報(略)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p><b>2</b> 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。</p>